

令和 8 年第 5 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 8 年 5 月 2 9 日（金） 午後 2 時 3 0 分 開会 午後 3 時 0 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 2 0 名）	委員	遠 山 英 俊	水 野 安 喜	
		小 栗 智 幸	渡 邊 美 孝	
		大 山 理 晴	勝 股 増 夫	
		鈴 木 録 郎	奥 村 正 子	
		足 立 正 之	土 屋 敏 子	
		加 納 富 雄	安 藤 良 一	
		成 瀬 良 美		
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	岩 嶋 貞 夫	勝 股 重 雄	
		小 倉 清 弘	三 輪 徳 夫	
		板 橋 仁 晃	有 我 俊 春	
小 川 伸 二				
欠席委員 （ 2 名）		安 田 清 和	渡 邊 俊 美	
事務局	局長補佐 青 山 哲 也 事務職員 青 柳 慧一郎			
付議事項				
議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 3 号	非農地証明申請について			
議第 4 号	瑞浪市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の変更について			
議第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
議第 6 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和8年第5回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、足立 正之委員と土屋 敏子委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

小栗 智幸委員、説明をお願いします。

小栗委員

去る4月23日、渡邊 美孝委員、安藤 良一委員、青柳事務職員、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が3筆で、合計面積1,174㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山

局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから4ページになります。3ページをご覧ください。

3条－1 1

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

次に4ページをご覧ください。

3条－1 2

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

小栗 智幸委員、説明をお願いします。

小栗委員

農地法第 5 条の規定による許可申請につきましては 7 件であります。

内容といたしましては、田が 2 筆、畑が 4 筆、その他が 7 筆、合計面積 4, 0 8 4. 8 9 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は 5 ページから 1 1 ページ、別紙は 1 から 7 になります。

まずは 7 ページ及び別紙 1 をご覧ください。

5 条－ 2 0

(議案書の内容を説明)

申請地は第二種中高層住居専用地域に指定されている第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 8 ページ及び別紙 2 及びをご覧ください。

5 条－ 2 1

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種住居地域に指定されている第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 9 ページ及び別紙 3 をご覧ください。

5 条－ 2 2

(議案書の内容を説明)

申請地は都市計画で第一種低層住居専用地域に指定されている第3種農地で、本申請に伴う工事等は無く、隣接地への影響は無いため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に10ページ及び別紙4と5をご覧ください。

5条-23、5条-24

(議案書の内容を説明)

申請地は、「日吉コミュニティーセンター」から半径500m以内に存する第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に11ページ及び別紙6と7をご覧ください。

5条-25、5条-26

(議案書の内容を説明)

本申請地については、令和8年6月30日まで一時転用許可が出ていますが、トンネル工事が遅延したことに伴い、一時転用期間を延長するための申請となります。

申請地は、中山間地域に存する農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い第2種農地であり、本申請に伴う工事等は行われず、隣接地に影響は与えないことから、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見無し)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。

小栗 智幸委員、説明をお願いします。

小栗委員 非農地証明申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、畑が1筆で、合計面積188㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第3号「非農地証明申請について」ご説明申し上げます。

議案集の12ページから14ページをご覧ください。

非農地－3

(議案書の内容を説明)

申請地は山林化しており、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第3号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第4号「瑞浪市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青山
局長補佐

それでは議第4号「瑞浪市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の変更について」、ご説明申し上げます。

議案集の15ページ、16ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

今回の見直しの主な内容は、令和8年3月時点の目標に対して、実績と目標との差を追加で記載するものとしています。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

全員賛成ですので、議第4号は、原案のとおり変更することに決定いたします。

次に、議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

青柳 事務職員 それでは、議第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

（議案書の内容を説明）

農地の所在につきましては１７ページから３３ページをご確認ください。

以上、議第５号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第５号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 議第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第５号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第６号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

青山 局長補佐 それでは、議第６号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、ご説明申し上げます。

別紙８をご覧ください。

（議案書の内容を説明）

これらの実績等につきましては、農業委員会ごとに取りまとめられることとなっており、今後、インターネットにより公表されることとなっております。

以上、議第６号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第６号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 議第６号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり公表することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員